

許 可 条 件

【斑鳩町 都市建設部 建設農林課】

1. 申請に係る規模および申請区域、その他の内容については、許可(申請)図面のとおりとすること。また、占用中および占用後において道路等に損傷等が生じた場合は、申請者において原状復旧すること。申請内容と異なる場合は許可を取り消すことがある。
占用物件については、申請者（占有者）が責任をもって管理すること。
2. 申請内容に変更が生じたときには、直ちに斑鳩町と変更協議を行うこと。
3. 占用を実施するにあたり、地下埋設物、街区基準点、官民境界の境界標等は事前に調査し、配慮した実施とし、また占用後復元しなければならないものは復元をすること。
4. 防犯カメラ等の設置するにあたり、設置位置は通行の障害とならないこと。路面からの高さは、4.5m以上とする。ただし、歩道の場合は路面から 2.5m以上とする。
5. 防犯カメラ等に占有者の名称を明確かつ適正な方法で表示すること。
7. 防犯カメラ等の設置するにあたり、管轄の警察署(奈良県警 西和警察署)と協議を経たうえで議事録を作成し、運用基準を策定すること。必要に応じて、斑鳩町 総務部 安全安心課とも協議を行うこと。
8. 運用基準等を作成した後、運用について遵守すること。特に、個人情報についての取り扱いについては厳重な管理を図ること。
9. 道路使用および関係車両の運行においては管轄の警察署(奈良県警 西和警察署)および消防署(奈良県広域消防組合 西和消防署)と十分に協議調整を行うこと。また、年末および年始の指定期間については、指示に従うこと。
10. 占用前に、周辺自治会および近隣住民、関係機関等に工事の説明を行い、協議してから占用を行うこと。
11. 事前に占用個所が通学路か調査を行い、該当する場合は斑鳩町教育委員会事務局および教育施設に協議を行い、適切な安全対策を講じること。
12. 占用に伴う通行規制等によりごみ収集等に影響が出る場合は、斑鳩町 住民生活部 環境対策課と協議をすること。
13. 事前に斑鳩町コミュニティバス(マイクロバス)のルートを確認し、ルート内に該当する場合は斑鳩町 都市建設部 都市創生課と協議をすること。
14. 防犯カメラの本体およびその附属物の色彩は、周囲の環境と調和するものとする。また、斑鳩町景観計画区域内における景観に係る占用については、斑鳩町 都市建設部 都市創生課と協議をすること。
15. 占用にあたり、交通に支障を与えないよう十分注意するとともに、危険防止および安全対策に必要な措置（風・雨・雪等で転倒しないように固定等を行うこと、若しくはその都度整理整頓し片付けること）を講じ、万全を期すこと。また、資材および車両について道路等上に放置しないこと。
16. 安全管理体制を策定し、管理者は道路上に設ける資器材について管理を行い、時間外においては収納し、放置したままにしないこと。
17. 占用中および占用後において道路等構造物に何らかの影響が出た場合において占用物件の起因によると認められるときは瑕疵担保後であっても占有者によって対応しなければならない。
18. この占用について、第三者と紛糾および事故等が生じた場合は、当課に報告し申請者において解決すること。また、占用中および占用後において周辺自治会および近隣住民等より苦情等の問題が生じた場合は、誠意をもって解決を図ること。
19. その他必要な事項について、当課より指示を受けたことについて従うこと。